

新ひだか町町有施設LED照明器具等導入事業

プロポーザル実施要領

平成31年4月

新ひだか町

総務部契約管財課管財グループ

# 新ひだか町町有施設LED照明器具等導入事業 プロポーザル実施要領

## 1. 目的

この事業は、新ひだか町（以下「町」という。）が所有する複数の公共施設の照明器具等について、リース手法を用いて一括して省エネルギー設備投資推進に向け改修するため、経済産業省資源エネルギー庁所管の補助事業「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（エネルギー使用合理化等事業者支援事業）」の交付規定及びその他関係規定（以下「補助交付規定等」という。）に基づき実施する事業であり、事業実施にあたり必要な知識及び専門的な技術力、企画力を得ることを目的に最も優れた提案者（以下「受託候補者」という。）を選定する手続きについて必要な事項を定める。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業名

町有施設LED照明器具等導入事業

### (2) 事業内容

- ①設備導入に関する実施設計、施工、施工管理及び関連業務
- ②リース期間中における設備の維持管理業務
- ③補助金交付申請及び事業報告業務

### (3) 対象施設及び導入設備等

別紙「新ひだか町町有施設LED照明器具等導入事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 事業期間（予定）

- ①設備導入工事期間 契約締結の日より平成32年（令和2年）2月29日  
\*平成31年度補助事業公募要領に準じる。
- ②リース期間 設備導入完了月の翌月1日から10年間
- ③事業実績・成果報告期間 補助事業公募要領による

### (5) 事業費（提案参考額）

120,813千円（消費税及び消費税相当額を含まず。）を上限とする。

なお、上記の事業費は、設備導入に関する費用（維持管理費などを含むリース10年分であって、補助金（補助対象経費（設備器具代）の3分の1）の適用前の額とする。

### (6) 事業者

新ひだか町

## 3. 事業スケジュール

- ①受託候補者の決定 平成31年（令和元年）5月15日（予定）
- ②補助金交付申請 平成31年（令和元年）6月～7月（予定）  
\*平成31年度補助事業公募要領に準じる
- ③リース料（賃借料）にかかる債務負担行為の議決  
平成31年（令和元年）9月議会（予定）

- ④契約の締結 補助金完了後（賃貸借契約）
- ⑤実施設計 契約締結の日より平成31年（令和元年）9月末まで(予定)
- ⑥設備等導入工事期間 補助事業採択後～平成32年（令和2年）1月末まで(予定)  
\*平成31年度補助事業公募要領に準じる。
- ⑦リース開始 各施設の設備導入完了月の翌月1日から10年間

#### 4. 参加要件

- (1) 契約までの期間に、新ひだか町長から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされているなど経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (3) 事業実施に必要な次の資格を満たしていること。
  - ア 仕様書の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
  - イ 設備導入に関する設計、施工、施工管理に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類の内、本事業において相当する工事について、平成31・32年度新ひだか町競争入札参加資格名簿に登録されている者と共同（又は再委託）して本事業を実施できる者であること。
  - ウ リース期間中の維持管理を行うことができ、部品提供や代替器具等の供給ができること。
  - エ 国または地方公共団体所有施設のリースによる設備導入事業の実績があること。
  - オ 実施設計に際しては、技術力・実績がある設備設計事務所等との協同体制を組み、円滑な調査・検討・実施を行うこと。

なお、技術力の評価を行うために、1級建築士および建築設備士またはエネルギー管理士等の資格を有する企業と協同体制を組むこと。

#### 5. 提案募集スケジュール

- ①質問書の提出期限 平成31年4月19日（金）
- ②質問に関する回答 随時（最終回答 平成31年4月22日（月））
- ③企画提案書等の提出期限 平成31年4月25日（木）
- ④ヒアリング審査 平成31年（令和元年）5月10日（金）
- ⑤受託候補者の決定 平成31年（令和元年）5月15日（水）

#### 6. 仕様書等の配布・閲覧書類

##### (1) 配布・閲覧期間

平成31年4月11日（木）から平成31年4月25日（木）まで  
（閲覧場所は上記の期間の午前9時から午後5時まで（土・日を除く））

##### (2) 入手方法及び閲覧場所

新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号 新ひだか町静内庁舎  
総務部契約管財課管財グループ 施設図面閲覧

## 7. 質問及び回答

本事業に係るプロポーザルの実施要領及び仕様書について不明な点がある場合は、次に定めるところにより質問書を提出するものとする。

- (1) 提出様式 質問書（様式1）で提出すること。
- (2) 提出期限 平成31年4月19日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法 持参若しくは電子メールによる提出とする。（電子メールの場合は電話により着信を確認すること。）
- (4) 提出先 この要領17に記載する担当部署の電子メールアドレス
- (5) 町からの回答 提出された質問に対する回答は、質問者に対して文書又は電子メールにより回答する。

## 8. 提出書類

本事業に係るプロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を提出する。

### (1) 応募に必要な書類

- ① 企画提案参加申込書（様式2）
- ② 会社概要書（様式3）
- ③ 関連事業実績調書（様式4）
- ④ 事業実施体制表（様式5）
- ⑤ 企画提案書（様式6）
- ⑥ 事業実施工程表（任意様式）
- ⑦ 予算等経費計算書（様式7）

### (2) 留意事項

ア 関連事業実績調書（様式4）は、平成27年度から平成29年度までのこの要領4（3）エに記載の設備導入事業（リース）について記入すること。

イ 事業実施体制表（様式5）は、事業実施に従事する者全員について記入すること。また、設備導入に関する設計、施工、施工管理を他の事業者と共同（又は再委託）で行う場合は事業実施体制全体図（任意様式）も併せて提出すること。

ウ 企画提案書（様式6）は、仕様書に基づき、以下の内容を含めその手法等について記入すること。なお、用紙の大きさはA4版又はA3版（A3版はA4折り込み）で綴じたものとする。

#### ① 導入する照明機器等に関する提案

各施設に導入する照明機器等選定の考え方（理由）、機器メーカーの保証条件等について

#### ② 照明機器等導入工事に関する提案

工事スケジュール及び管理体制、各施設担当者との協議及び利用者等への配慮の考え方について

#### ③ 施設の設備環境に関する提案

施設の設備環境（導入した照明機器等の色調や照度など）の確認方法について

#### ④リースに関する提案

10年間のリース料金及びリース料率の考え方、リース期間中の維持管理（故障時の器具交換や修繕方法、災害・緊急時の対応方法など）、リース期間満了後の取扱いの考え方について

### 9. 参加書類の提出部数等

#### (1) 提出部数

ア 8(1)の① 1部

イ 8(1)の②～⑦ 各10部

(⑤は正本1部に押印し、残り9部は複写とする。)

(2) 提出期限 平成31年4月25日(木)午後5時(必着)

(3) 提出方法 持参若しくは郵送による提出とする。

(4) 提出先 この要領17に記載する担当部署

(5) 受付期間 午前9時から午後5時まで(土・日を除く)

### 10. 企画提案に対するヒアリング審査(プレゼンテーション)

(1) 実施日時 平成31年(令和元年)5月10日(金)

※予定 開始時間は別途通知する。

(2) 実施場所 新ひだか町役場 会議室 ※予定

(3) 1社30分以内とし、退室は速やかに行うもの。なお、内訳は下記のとおりとする。

ア 企画提案書の概要・詳細説明(20分以内)

① 企画提案書を使用し、企画の詳細を説明すること。

② 別にアピールする事項があれば、ここで説明すること。

③ 説明時間は20分以内とし、説明途中であっても延長は認めない。

イ 質疑応答(10分以内)

審査員からの質問に対して回答することとし、提案事業者から審査員への質問は認めない。

ウ その他

① 提案事業者からの参加者は4名までとする。

② パソコン及びプロジェクター等は使用不可とする。

### 11. 受託候補者の選定

#### (1) 審査及び選定

審査は、「総合評価」、「経済的評価」及び「事業実施評価」から総合的に審査を行うものとする。

審査の結果、総合得点が60点(100点満点)以上の提案者の中から、総合得点の最も高い提案をした提案者を受託候補者とする。その他、上位得点順から次点受託候補者として順位を付して選定するものとする。

#### (2) 審査結果の通知及び公表

審査の結果については、参加した提案者に書面で通知する。

### (3) 審査及び評価基準

#### ア 総合評価（配点合計：45点）

- ① 提案が全体としてバランスが良く優れているか（配点：10点）
- ② 関連事業の実績があるか、補助事業に精通しているか（配点：20点）
- ③ 道内、特に町内企業の関与度合いが高いか（配点：15点）

#### イ 経済的評価（配点合計：25点）

- ① 資金調達計画が信頼できるか（配点：10点）
- ② 見積金額の算定は妥当か（配点：5点）
- ③ 地域経済効果に配慮されているか（配点：10点）

#### ウ 事業実績評価（配点合計：30点）

- ① 事業全体の実施方法、実施体制、事業スケジュール等について実現可能で効率的なものとなっているか（配点：10点）
- ② 導入する照明器具等の機器選定の考え方は適切か、具体的な提案がされているか（配点：5点）
- ③ 設備導入工事の工程は適切か、各施設担当者との協議や利用者等へ配慮等、具体的な手法が提案されているか（配点：5点）
- ④ 施設の設備環境（導入した照明設備の色調や照度等）の確認について、具体的な手法が提案されているか（配点：5点）
- ⑤ リース条件（リース料金の考え方、リース期間中における導入した設備の維持管理、リース期間満了後の取扱い等）について、具体的な手法が提案されているか（配点：5点）

## 12. 企画提案書等の失格規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合

## 13. 契約の締結

契約は、選定された受託候補者と町との間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第2項に定める随意契約により、当該事業の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり企画提案内容（予算等経費計画書見積内容を含む。）をもって、契約するとは限らないこと。

また、選定された受託候補者との協議が不調となった場合には、次点の受託候補者順に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することとする。

契約保証金については、業務実績等により免除する場合がある。

#### 14. 事業の不成立等

本事業は、停止条件付の募集であり、本町において予算案件が議会で承認されないこと等により、本事業が実施できなくなった場合は、契約が締結できない場合がある。

なお、契約が締結されなかった場合、それまで要した経費は応募者が負うものとし、新ひだか町に対して、損害賠償を請求することはできない。

#### 15. 企画提案に関する留意事項

- (1) 本提案に係る諸経費等は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (4) 提出された書類は、審査目的外は使用しない。
- (5) 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することがある。
- (6) 提出書類に含まれる書作物の著作権は、提案事業者に帰属する。
- (7) 提出以後の参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。
- (8) 本事業に関して、提案事業者が1者のみの場合であっても、審査会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- (9) 本プロポーザルにおいて知り得た情報（周知の情報は除く。）は、本プロポーザルの目的以外に使用し又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとする。また、本プロポーザルに関わりがなくなった時点で、町から入手した資料及び知り得た情報については、適切に廃棄すること。
- (10) 本提案にあたっては、国庫補助交付規定等の内容を踏まえるとともに、特に町内業者の活用と地域経済波及効果を十分に踏まえ行うこと。

#### 16. 契約締結及び成果品

- (1) 契約締結の時期 国庫補助金採択決定後
- (2) 契約金額 事業費総額から補助金（補助対象経費（設備器具代）の3分の1）差し引いた後の額
- (3) 本事業成果品  
賃貸借された設備  
※賃貸借契約完了後に所有権が町に帰属されること又は補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年9月26日政令第255号）に定める財産処分制限期間中は再契約等の手続きにより契約継続をすることができるものとする。

#### 17. 担当部署（問い合わせ先）

新ひだか町役場 総務部契約管財課管財グループ

〒056-8650 日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

TEL 0146-49-0276（直通） FAX 0146-43-3900

Mail keiyaku@shinhidaka-hokkaido.jp